

広島県日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画研修生 令和8（2026）年度派遣者募集要項

2026年3月

1 趣旨

外務省が行う「第53期日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画」に、グアナフアト州と友好提携を結んでいる広島県を代表して参加する研修生を募集する。

2 募集人数

1～2名

※広島県から推薦できる人数で、最終合格人数ではない。

3 派遣予定期間

令和8（2026）年8月上旬～令和9（2027）年7月下旬

4 コース概要

- (1) 特定分野について専門性を有する者（大学生、大学院生、事務家、研究者等）が、自らの研究活動、実務に役立てる観点から、メキシコ国立自治大学（以下「UNAM」という。）付属外国語教育センター（以下「CEPE」という。）にてスペイン語の習得を中心とした研修を行う。
- (2) メキシコ到着後、CEPEにて実施されるスペイン語能力判定試験にてクラスレベルが決定されるが、希望する研修生は事前にオンラインで受けることが可能。研修生はクラスレベルに関わらず、全員CEPEの第1学期コースを受講する必要がある。CEPEレベル6を修了した者については、第2学期コースより、科学人文技術イノベーション省（以下「SECIHTI」という。）に事前に申請し許可が出れば、大学等にて専門分野の授業の聴講並びにメキシコの公的機関、研究機関及び企業等でインターン等を行うことができる。
- (3) CEPEではスペイン語の授業の他にメキシコ文化の授業やその他の授業・ワークショップを1～2コマを受講する必要がある。
- (4) 渡航までに基礎的スペイン語を習得することが望ましい。
- (5) 研修生はメキシコ到着後在メキシコ日本国大使館及びSECIHTIによるオリエンテーションに参加すること。
- (6) 研修生はメキシコ到着後、各自にて奨学制度の開始手続き、奨学金の申請、奨学金受給用の銀行口座の開設を行う。
- (7) 全ての研修生は、SECIHTIに対し、定期的（3か月毎）に研修活動報告書を提出する。各受講コースにおいて良好な成績を収めることが求められ、研修生が所属する教育機関の規則を遵守しない場合は、SECIHTIの決定により奨学金の停止もあり得る。
- (8) 申請したすべての授業を最後まで受講し、奨学生としての責任を果たすことが求められる。

5 待遇（メキシコ政府による給付内容）（注1）

- (1) 滞在費：月額15,477.57ペソ（参考：1ペソ＝約8.9円換算で約13万8千円）を支給。
- (2) 授業料：CEPEにおけるスペイン語及びメキシコ文化コースの費用は免除（オンラインコースは対象外）。学期毎の教材費、試験、学生証発行等の追加費用は、自己負担。

- (3) 医療保険：メキシコ政府が提供する公務員保険・社会サービス庁（ISSSTE）に加入。ただし、適用は ISSSTE 病院のみ。民間病院での診療を受ける場合は、別途海外旅行保険への加入（自己負担）を推奨。
- (4) 渡航費：東京-メキシコシティ間のエコノミークラス往復航空券を支給（一往復のみ）。なお、航空券の決定は SECIHTI が行い、購入時は研修生の立替払いとなる点に注意。研修生はメキシコ到着後、SECIHTI に対し、同者の指示に基づき請求手続きを行う、SECIHTI は同手続きが完了した翌月に、研修生がメキシコで開設する銀行口座に振込を行う。
- (5) 住居の選定：家賃は支給される滞在費から支払う。メキシコ到着後、研修生自身で住居の選定、契約を行う。メキシコ人の家庭でのホームステイ、または、メキシコ人とのアパートシェアが推奨される。

(注1) 支給額他、待遇については毎年メキシコ政府による見直しの上改訂される。

6 インターンシップ制度

下記の条件を満たすの受講者は、メキシコの公的機関、研究機関及び企業等において、一定期間のインターンシップの実施を認められる。

- (1) 一定のスペイン語力（注2）を有すること。
- (2) インターン先での明確な研修実施計画（月曜日から金曜日、毎日最低4時間活動することを義務付けられる）を有していること。
- (3) 受入機関からの受入証明書を自ら取得すること。
- (4) 上記（1）から（3）までの条件を満たした上で、SECIHTI の許可を得ること。なお、インターンシップを行う場合であっても、受入機関から給与等の手当を受け取ってはならない。

(注2) CEPE レベル6を修了していること。

7 応募資格（注3）

- (1) 広島県在住者または通勤通学する者で日本国籍を有する者
- (2) 心身ともに健康な者
- (3) 4年生大学または大学院の在学者（渡航時に大学3年生以上であること）、卒業生、または、学位取得同等の学歴もしくは十分な職務経験を有するもの。
- (4) 渡航時に日本国内に居住する者。

(注3) 過去に本計画（日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画（旧称：日墨交流計画）長期コース（団体推薦枠または一般公募枠での参加の如何を問わず）、ならびに短期コースに参加した者は、応募できない。

8 応募書類及び応募締切等

(1) 応募書類（詳細は提出書類一覧（別添1）を参照）：

① 応募者（本人）

- ・ 出願書（和文）指定様式（別添2）
- ・ 申請書（英文またはスペイン語文）指定様式（別添3）
（参照：申請書記入例（別添4））
- ・ 志望動機書（和文）ならびに（英文またはスペイン語文）
- ・ 研修計画書（和文）ならびに（英文またはスペイン語文）
- ・ 推薦書（和文）ならびに（英文またはスペイン語文）
- ・ 成績証明書（和文）ならびに（英文またはスペイン語文）
- ・ 卒業証明書（和文）ならびに（英文またはスペイン語文）
- ・ 語学（英語またはスペイン語）能力証明書（任意）（※）
- ・ パスポートの写し
（下記については原本を持参または郵送にて送付すること）
- ・ 戸籍抄本（和文）ならびに（英文）
- ・ 健康診断書（和文・英文併記）指定様式（別添5）

※語学能力証明書について、

【英語】

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）におけるB2レベル（中上級）以上の公式証明書（例：TOEIC：785点以上、TOEFL/ITP：570点以上（印刷版）、TOEFL IBT 85～95点以上、IELTS：6.5以上）以外の書類は提出不要。英語能力について、メキシコ政府の要請を受けて推奨レベルを記載したものであるため、英語能力を問うものではない。

【スペイン語】

公的もしくは民間機関が発行した証明書（DELE、SIELE、西検等）（発行年数、レベルは問わない）を提出すること。スペイン語能力については広島県における推薦者選考の段階において審査の対象となる。

②推薦者（学校、企業等）

- ・ 団体推薦書 指定様式（別添6）
- ・ 団体募集・選考状況報告書 指定様式（別添7）

(2) 応募方法

①提出先

広島県地域政策局国際課国際交流グループ

（〒730-8511 広島市中区基町10-52）（広島県庁南館2階）

メール：chikokusai@pref.hiroshima.lg.jp 電話：082-513-2361

②提出方法

上記①の提出先までメール送付（戸籍抄本、健康診断書以外）

※メールサイズが10MGを超える場合は分割して送付すること。

③提出期限：令和8年4月15日（水）17:00まで

（注）募集時に、所属先での選考実施及び選考結果の提出が必要。

（学生は必須、学生以外は可能であれば所属先で選考を実施してもらうこと。）

- (注) 応募書類は、応募者本人ではなく、推薦者が直接広島県に提出すること。
- (注) 期日を過ぎた書類はいかなる理由でも受理しない。
- (注) 書類に不備があった場合、原則受理しない。
- (注) 書類は返却しない。
- (注) 書類を提出したことで、個人情報保護条項に同意したとみなす。

9 選考

- (1) 選考方法
提出書類及び面接により、外務省に推薦する者を決定
- (2) 面接の方法
応募者に対し、個人面接を行う。
- (3) 面接の時期
令和8（2026）年4月17日（金）
※日時・場所等の詳細は、募集締め切り後、各応募者あてに連絡する。
- (4) 上記面接に合格した者は、本県からの推薦者として、外務省に推薦をされる。外務省に推薦をされたものは、令和8（2026）年5月上旬（予定）に行われる面接（オンライン）により選考が行われる（面接の日程については広島県から応募者に別途通知が行われる）。外務省の面接に合格した者は、正式な候補者として SECIHTI に推薦をされる。最終決定は SECIHTI が行い、結果は令和8（2026）年6月上旬をめどに外務省から応募者に通知される。

10 説明会

- (1) オンライン募集説明会
令和8（2026）年3月中旬を目途に外務省が実施予定。詳細はおつて外務省ホームページに掲載される。
- (2) 渡航前説明会
令和8（2026）年7月上旬（予定）に、渡航及び研修にあたっての重要事項の説明ならびにメキシコ査証申請を行う渡航前説明会を外務省が東京において開催をする予定。研修生は必ず参加をすることが求められる。

11 広島県からの推薦者に係る注意事項

- (1) 広島県から推薦された方は、さらに日本政府による選考の上メキシコ政府に推薦される。本県からの被推薦者が最終合格者ではない。
- (2) 広島県への誓約書への署名
渡航後に SECIHTI へ提出する誓約書の他に、研修生は渡航前に自己責任の原則を定めた誓約書に署名するものとする。留学中のトラブル・事故等について、広島県は一切の責任を負わない。
- (3) 研修の中止
広島県代表としてふさわしくない言動(※)が見られた場合は、SECIHTI の研修中止の規定に満たない場合でも、研修の中止を本県から外務省へ申し出る。また、その場合は、奨学金、渡航経費等を研修生本人が全額返還することとする。
(ふさわしくない言動)
 - ・ 正当な理由なく、授業を長期間欠席した場合
 - ・ 毎月広島県へ提出するレポート及び授業の出席状況の提出が、正当な理由なく1か

月以上遅れた場合

- ・ 広島県、在メキシコ日本大使館、メキシコ広島県人会等からの連絡に、正当な理由なく応答しない場合
- ・ その他、広島県代表としての自覚が認められないような言動をとった場合

(4) 海外旅行保険への加入

研修生は、各自で海外旅行保険に加入し、写しを広島県に提出することとする。なお、海外旅行保険の費用は自己負担である。

(5) 留学の準備について

研修生として決定された方は、ビザの申請や現地情報の入手等は御自身の責任で行う。

(6) 出願・選考・通知等の流れ（予定）

時期	内容
令和8年4月15日(水) 15時必着	応募締切
令和8年4月17日(金)	面接
令和8年4月22日(水)まで	県による被推薦者の決定
令和8年5月中旬頃（予定）	日本政府による合格者の決定
令和8年6月上旬頃（予定）	メキシコ政府による正式な受入決定

(7) グアナファト州での交流事業への参加及び研修報告等について

- ① 研修期間中に現地レポート及び授業の出席状況を1か月に1回、広島県に提出するとともに、研修終了時に研修終了報告書を提出することとする。
- ② また、研修期間中に、グアナファト州で実施予定の交流事業（3日間程度）に参加し、その参加報告書を提出することとする。
- ③ 提出された報告書は、所属・氏名とともに、広島県のホームページへ掲載する予定である。
- ④ 研修生として決定された方には、広島県内で行われる国際交流事業への参加等、協力を依頼することがある。

12 留意事項

- (1) 本研修計画は、研修生の自主的な参加が求められており、SECIHTI や在メキシコ日本国大使館はあくまでも側面的な支援を行うという点を十分理解し、明確な目的意識を持って主体的に参加する必要がある。
- (2) 本募集要項に記載されている諸要件（受入機関、派遣期間、待遇等）について、今後変更もあり得る。
- (3) 本募集と外務省による一般公募との併願は不可。
- (4) 不可抗力の事例で在メキシコ日本国大使館及びSECIHTI が事前承認した場合を除き、研修期間中の日本への帰国及びメキシコ国外渡航は原則として認められない。
- (5) 安全で有意義な研修のため、この研修計画に応募する者は、各自で必ず事前に研修先の治安状況等の安全情報をはじめとする情報を収集すること。なお、情報収集にあたっては、公的な留学情報機関である「日本学生支援機構」のウェブサイトや海外でのトラブル防止に役立つ世界各国の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」を活用すること。また、渡航前であっても「海外安全ホームページ」から「たびレジ」を登録することにより、現

地の情報を受け取ることも可能。

- (6) 月額滞在費を超える範囲でのメキシコにおける諸雑費（国際通話料、国内旅行費など）、東京にて開催される渡航前説明会、在日メキシコ大使館におけるメキシコ査証申請・取得及び渡航当日の成田空港までの交通費等、上記5に明記されていない部分については自己負担となる点に留意すること。
- (7) 研修後、全ての研修生は外務省中南米局中米カリブ課への研修報告書の提出が義務づけられる。
- (8) 本研修計画に関する問い合わせ（応募資格等に関する問い合わせを含む）は外務省中南米局中米カリブ課（担当：日墨グローバルパートナーシップ研修計画担当
TEL：03-3580-3311 内線 2494、e-mail：nichiboku@mofa.go.jp に対して行うこと。

【参考】

独立行政法人 日本学生支援機構 海外留学支援サイト：<http://ryugaku.jasso.go.jp/>
海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

13 個人情報保護条項

日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画の選考・参加の過程で取得した個人情報、広島県及び外務省が個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱う。個人情報の利用目的は下記のとおり。

- (1) 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画の選考や渡航に必要な手続き等を実施すること、また同計画実施に必要な範囲内で、外務省、研修生の受け入れ機関であるメキシコ政府に応募書類、パスポート情報等を提出する。
- (2) その他本研修計画に関連する手続きにおいて、日本及びメキシコ政府等の公的機関、国際機関、民間機関、研修先の大学や関係機関等と協力するために、外務省またはメキシコ政府を通じて必要最小限度内の個人情報を提供する可能性があ
- (3) 以下業務のためにメキシコ又は研修生が研修計画参加期間中に滞在・通過する国の政府又は国際機関、公的機関、医療・福祉施設、航空会社、旅行代理店等の民間機関若しくは本人の親族等に提供する可能性がある。
- (4) 邦人保護（事件・事故・自然災害に巻き込まれる等した邦人やその家族の支援）等領事業務を遂行する。
- (5) 提供された個人情報を抽出・集計して特定の個人を識別することができないようにした統計データを作成することがあり、当該統計データについて、何ら制約なく利用する事ができるものとする。
- (6) 本人の依頼、承諾があった場合、第三者へ必要最小限度内の個人情報を提供する可能性がある。
- (7) 応募書類をご提出いただくことで、上記の個人情報利用目的及び、外務省が本研修を実施するにあたり下記のページで示している個人情報利用目的に同意したこととみなす。

外務省「2026年度（令和8年度）第53期 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画長期コース募集要項」：https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/mx/pagew_000001_00006.html